

募集要項等に関する質問に対する回答

No	書類名	項目名（原文ママ）	質問内容（原文ママ）	回答
1	募集要項	事業方式	W T O 政府調達協定の対象とのことで、事業者グループ組成において構成企業内に奈良県内の企業を含める条件は特段設けられない認識でお間違いないでしょうか？また、評価基準上も加点(または減点)対象とならない理解で相違ないでしょうか？	ご認識の通りです。
2	募集要項	(9) 事業の実施に関する契約	優先交渉権者の選定から各種契約締結までに、契約内容の協議の余地はありますでしょうか？	原則、基本契約、設計施工一括請負契約、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約は案の通り締結することを想定しております。企画提案内容に応じ、再整備・運営事業契約以外の契約を締結する必要がある場合は県と事業者にて協議を行います。
3	募集要項	事業者の収入及び費用に関する事項	【書類記載原文】 「本施設の整備に係る実施の対価(以下「整備費」という。)は、10,518,174千円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払限度額とする」 --- ・整備費の支出は施設整備基金残高内で全て対応されるご予定でしょうか？ ※施設整備基金外で拠出される場合の想定があれば、手法および特別会計歳出上のような計上をお見込みかご教示願いたい。	整備の支出については、県営競輪施設整備基金及び競輪事業費特別会計の収益にて対応の予定です。
4	募集要項	競輪場再整備業務	【書類記載文章】 ネーミングライツの提案があった場合、提案審査にあたっては、整備費からネーミングライツの総額を減じた額を競輪場再整備業務に係る費用として評価する。 --- 整備費(設計施工請負契約)とネーミングライツの関係性について、整備費審査上は、2つの事業により評価するが、契約および精算等はそれぞれ別途の理解で相違はないでしょうか？	ご認識の通りです。 なお、ネーミングライツに係る契約に関しては、個別契約の締結等を想定していません。
5	募集要項	ネーミングライツ	提案対象者は事業者（事業グループ）のみになりますでしょうか？構成企業1社単独での提案・契約は不可となりますでしょうか？	構成企業1者単独でのネーミングライツにおける提案・契約は可能です。
6	募集要項	提出書類	効率化の観点から、正本は副本同様に企業名など記載せず、冒頭に「企業名対応表」を挿入する形式での提出は可能か。	可とします。
7	募集要項	協力企業について	・協力企業の位置づけをご教示願います。 ・バンク事業者以外に協力企業を設け、企画提案書上で表現したい場合は、参加資格申請時に何か手続きは必要となるか？	協力企業は何らかの事業分野を担い事業者を支援する立場で、県と直接的な契約関係にはない構成企業以外の企業のことを示します。 バンク事業者以外の協力企業について参加資格申請時の手続きは不要です。
8	募集要項	(2) 参加事業者グループの参加資格要件 ①一般的要件	【書類記載文章】 参加事業者グループの全ての構成企業が、次の要件を全て満たしていること。 エ 本事業の審査委員会委員と資本金（この者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。） 又は人事面（代表者又は役員がこの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連がある者でないこと。 --- ・バンク事業者以外に"協力企業"を設定可能な場合、本事業の審査委員会委員と人事面において関連があった場合も、参加資格要件上制約はない理解で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。

9	募集要項	競輪場運営事業者	<p>【書類記載原文】</p> <p>「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 役務の提供」に登録している者であること。」</p> <p>---</p> <p>競輪場運営事業者については、奈良県様が公表している「奈良県物品購入等競争入札参加資格審査結果」のリスト上でQ2の区分で登録されております。</p> <p>営業種目区分表を確認したところ、Q1やQ5の区分に該当する業務も一部会社として取り組んでいる場合、新たに該当する区分項目にも登録する必要はございますでしょうか？</p>	不要です。
10	募集要項	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務の委託料	委託料を積算する上で、基準とする各年度、各グレード毎の開催日数をご教示頂けますでしょうか。また、再整備中に他場で借上開催を行う必要がある場合は、その想定日数と借りる場への支払い額の想定がございましたら、併せてご教示頂けますでしょうか。	基本枠組は20節61日（GIII1節4日、F I 6節18日、F II 13節39日）で開催する予定ですが、変更の可能性はあります。借上開催の支払額は未定です。
11	募集要項	競輪場運営事業者の資格要件	競輪場運営事業者を複数の者で行う場合、「少なくとも1者はi, ii, ivの要件を満たす」とありますが、ivの事業統括責任者、運営業務統括責任者、運営業務副統括責任者の3名は全て同一企業で配置する必要がありますでしょうか。	ご認識の通りです。
12	募集要項	提出書類への記載に関する実施	「提案内容が要求水準以上の場合は提案が優先」とありますが、契約上、提案を要求水準書の上位条件として拘束させる場合の手続き（協議・承諾の範囲、契約書への反映方法、同意主体）はどのように整理されますか。	企画提案書を契約書の添付資料に含め、履行される前提で契約します。
13	募集要項	設計施工一括請負契約	設計施工JVが負う契約不適合責任（建築・設備・外構・バンク等を含む想定）の範囲・期間・検査方法は、基本契約書（案）と設計施工一括請負契約書（案）のいずれに主として規定されますか。提案・見積の前提として、責任範囲の整理（対象施設一覧、責任期間、免責条件等）を提示ください。	基本契約書（案）と設計施工一括請負契約書（案）に主従はありません。責任範囲は公募資料に記載のとおりです。
14	募集要項	事業方式	「契約内容変更や追加に対応」とありますが、事業者提案のVE・仕様代替・工法変更等を県が承諾する際の判断基準（コスト、性能、維持管理、工期、リスク）および提出資料の標準（比較表、LCC、性能根拠、工程影響等）をご提示ください。	要求水準を満たすことを条件とし個別の内容に応じて協議します。
15	募集要項	事業の目的、事業スケジュール	「令和11年度内工事完了、工事完了後3か月以内に運営再開」とありますが、「工事完了」の定義は、①工事完成（出来形）②完了検査合格③引渡④使用開始（供用開始）のどれを指しますか。あわせて「工事完了後3か月以内の運営再開」における3か月準備期間を含む業務範囲（試運転、テストイベント、設備調整、JKA/運用側検査等）を示してください。	工事完了は引渡を指します。運営再開までの準備については、現時点での想定が困難であるため、再整備期間中に県と事業者で協議します。
16	募集要項	事業スケジュール（令和9年以降の運営フェーズ）	運営（場外発売・他場借上開催期間等）と工事が並行する期間における、工事ヤード確保、来場者・関係者動線、騒音/安全対策、立入制限等の最低条件を提示してください（県として必須の制約条件があれば明示ください）。 C. 既存施設の活用範囲/改修・更新の考え方（コストと責任）	要求水準書等に記載のとおりです。
17	募集要項	施設構成：既存施設活用の記載	管理センター、飛天交流館、既存宿舍（男子用）等「既存施設を活用」とある施設について、 1) 活用は必須条件か（撤去・建替・用途変更の可否） 2) 活用する場合に求める性能水準（耐震、設備更新、バリアフリー、防災等） 3) 必要改修費は整備費（上限）に含める前提かを明確化してください。	要求水準書等に記載のとおりです。
18	募集要項	別紙リスク分担（用地リスク、施設性能/不適合等）	既存施設を活用する部分で、引渡後に判明する不具合（隠れた瑕疵、配管老朽、漏水等）について、「改修範囲外の既存部分」と「本事業で改修・更新した部分」の責任分界（県/事業者）をどのように整理しますか。判断基準を示してください。	明確な判断基準はございません。要求水準を満たすことを条件とし個別の内容に応じて協議します。
19	募集要項	競技運営向け機能、モニタリング	バンク改修後の受入検査・性能確認について、適用基準（JKA基準等）、検査項目、第三者検査の要否、検査に要する期間想定を提示してください。	事業者にて想定してください。
20	募集要項	投票集計：金庫、集計センター等	投票・払戻・集計センター・金庫等に関し、セキュリティ要件（入退室管理、監視、耐火/耐破壊、警備連携、ゾーニング）の基準指定や要求性能があれば示してください。	要求水準書等に記載のとおりです。
21	募集要項	審判：写真判定、走路審判、放送等	審判・写真判定・放送関連室に関し、視認性・配置条件、無停電要件、配線経路、必要面積等の必須条件（運用側要求含む）があれば提示してください。	要求水準書等に記載のとおりです。
22	募集要項	取材対応：記者と交錯しない動線	「記者と交錯しない動線」の具体要件（交錯回避対象の動線、ゾーン定義、想定運用、入退館管理等）を、提案検討に必要な粒度で提示してください。	要求水準書等に記載のとおりです。
23	募集要項	女子宿舍：28人利用	女子宿舍（28人利用）について、個室/相部屋、浴室・食堂等の必須諸室、セキュリティ、バリアフリー、感染症配慮など、最低要求を示してください。	要求水準書等に記載のとおりです。
24	募集要項	リスク分担、立地条件	電力・上水・下水・ガス・通信の現状容量、引込位置、増強の要否、増強が必要な場合の費用負担（整備費に含む/別途/県負担等）の前提を提示してください。	要求水準を満たすために必要な費用負担は事業者とします。
25	募集要項	立地・道路条件	工事車両の搬入経路、時間常制限、交通誘導員配置、近隣騒音規制等について、県としての前提条件や指定事項があれば提示してください。	要求水準書等に記載のとおりです。
26	募集要項	収益保証	法的規制の変更や担当省庁からの指導によって急激な市場環境の変化が生じ、それに伴い大幅な売上減少が見込まれる、または実際に減少した場合には、収益保証額の見直し協議を行うことは可能かご教示ください。	本事業は事業期間が比較的短期であるため、法令等の変更や担当省庁からの指導によって生じる事象は不可抗力とは見なさず、原則見直し協議は行いません。

27	募集要項	募集及び選定に係るスケジュール	質問に対する回答日の公表、5月15日までに随時ご回答を頂けないでしょうか。	5月15日に回答とします。
28	募集要項	募集要項等に関する質問の受付	質問への回答の公表日が「令和8年5月15日(金)頃」と記載されていますが、提案書提出までの時間が非常に短いため、可能な限り前倒して公表をお願いいたします。	5月15日に回答とします。
29	募集要項	企画提案関係書類の受付	企画提案関係書類の提出にあたり、製本方法（製本、ファイル綴じ、クリップ留め等）に関する指定の有無、および提出時の具体的な綴じ形式についてご教示ください。	指定はございません。
30	募集要項	各業務にあたる者の参加資格要件	技術者配置要件において、「原則として交代不可」とされていますが、病気、退職等のやむを得ない事由が生じた場合は発注者へ通知のうえ交代可能と考えてよろしいでしょうか。	当該事由発生時には個別の内容に応じて協議します。事業者は県へ通知のうえ、交代の可否および手続の取扱いについて県と協議し、県の承認を得て対応を決定するものとします。
31	募集要項	参加事業グループの変更	参加資格審査基準日以降、優先交渉権者の決定日までに参加資格要件を欠く事態に至り、失格となった場合、またはア・イとなった場合、いずれの場合にも当該理由によって、参加事業者グループの各構成員（要件を欠いた者含む）に対して、県からの損害賠償請求は発生しない（ノーペナルティ）と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
32	募集要項	契約の不締結・解除	優先交渉権者の決定日から本契約締結までの期間に、記載の欠格事態や規定事由に該当し、仮契約を締結しない、仮契約を解除するまたは仮契約の締結について県と協議する場合、参加事業グループの各構成員（当該事態や当該事由に該当する者含む）に対して、県からの損害賠償請求権は発生しない（ノーペナルティ）と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
33	募集要項	契約の不締結・解除	本契約の締結後、構成企業のいずれかについて規定事由のうち（1）～（8）に該当し、本契約を解除することとなった場合の事業者の損害賠償金の具体的な規定は、最優先書類である基本契約書（案）第18条第1項～第2項によるものと解釈してよろしいでしょうか。また、（9）に該当する場合の損害賠償金の具体的な規定は、基本契約書（案）第18条第3項～第5項によるものと解釈してよろしいでしょうか。	募集要項第2章6. 契約の不締結・解除の(1)～(8)に該当した場合は、基本契約書（案）第18条第2項の違約金規定が適用されます。 (9)に該当した場合のうち、基本契約書（案）第18条第1項第(1)号から第(4)号に該当した場合は、同項第2項の違約金規定が適用され、その他の事由による場合は、同条第4項の違約金規定が適用されます。 基本契約書（案）第18条第5項は、いずれの場合も適用されるものとします。
34	募集要項	公募の辞退	応募を辞退する場合、応募者に対して、県からの損害賠償請求は発生しない（ノーペナルティ）と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
35	募集要項	リスク分担における基本的な考え方	別紙「予想されるリスクと責任分担表（案）」は基本的な考え方であり、優先交渉権獲得後、県との協議を経て、別途基本契約書および再整備・運営事業契約において詳細な規定を定めるものと考えてよろしいでしょうか。また、優先交渉権獲得後の協議において、万が一リスク分担の詳細について合意に至らず、基本契約または再整備・運営事業契約の締結が不調となった場合、県および優先交渉権者（参加事業グループ）は、双方損害賠償請求をしないものと考えてよろしいでしょうか。	リスク分担における基本的な考え方は「予想されるリスクと責任分担表（案）」に従います。 協議の結果、契約の締結に至らない場合の損害賠償請求についてはご認識の通りです。 なお、原則、基本契約、設計施工一括請負契約、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約は案の通り契約することを想定しております。
36	募集要項	損害賠償	具体的な契約解除事由や損害賠償の規定は基本契約書および再整備・運営事業契約のうち関係する規定に基づき取り扱われるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
37	募集要項	近隣対応リスク	施工業務に関する具体的なリスク分担は設計施工一括請負契約（案）3 施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
38	募集要項	第三者賠償リスク	施工業務に関する具体的なリスク分担は設計施工一括請負契約（案）3 施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

39	募集要項	不可抗力リスク	施工業務に関する具体的なリスク分担および※1の一定の金額基準については設計施工一括請負契約（案）3施工業務第30条（不可抗力による損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
40	募集要項	物価変動リスク	施工業務に関する具体的なリスク分担および※2の一定の物価変動が生じた場合の支払金額の見直しについては設計施工一括請負契約（案）3施工業務第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
41	募集要項	施工遅延リスク	施工業務に関する具体的なリスク分担は設計施工一括請負契約（案）3施工業務の各条項のうち工期延長・変更に該当する規定および第54条（発注者の損害賠償請求等）第1項（1）、第4項および第5項によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
42	募集要項	事業遅延リスクの責任分担について	現在建設資材メーカー各社からは、中東情勢の影響で資材の製造停止や製造制限の情報が頻繁に入ってきており、先行きが全く不透明な状況にあります。中東情勢に起因する工事の遅延リスクは、事業者負担に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	外部要因の不可抗力への該当の有無は、当該事象の影響の状況等を考慮して個別の内容に応じて協議します。 また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについて、個別の内容に応じて協議し、対応方法についても県と事業者にて協議を行い決定するものとします。
43	募集要項	別紙 予想されるリスクと責任分担表（案） 不可抗力リスク ※1	※1について 不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業者負担、それを超える金額は県負担とするとありますが、事業者負担の一定金額は請負金額の何%かご提示願います。	個別具体的な内容に応じて協議を行います。
44	募集要項	別紙 予想されるリスクと責任分担表（案） 用地リスク	奈良県様からご提示いただいた既存図に記載がないものや既存図面の存在しないものに関して、契約後にその内容が整備工事のコスト上昇につながるものについては、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
45	募集要項 別紙 予想されるリスクと責任分担表（案）	予想されるリスクと責任分担	中東情勢は混迷を深め原油価格の高騰に伴う物価上昇の動向は、先行きが全く分からない状況にあります。事業者としましては本事業の応募に際し、物価変動リスクの負担が大きな懸念材料となっております。このような懸念を払拭するためにも急激なインフレに対しては、スライドにおける受注者負担を免除いただく等の特段のご配慮をお願いしたいと考えます。 また、事業開始以降も、外部要因により、R11年度末までに再整備工事が完了せず、R12年度の本場再開が遅延することを懸念しております。このような想定外の状況下においては、包括運営事業での受注者負担を免除いただく等の特段のご配慮をお願いしたいと考えます。	外部要因の不可抗力への該当の有無は、当該事象の影響の状況等を考慮して個別の内容に応じて協議します。 また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについて、個別の内容に応じて協議し、対応方法についても県と事業者にて協議を行い決定するものとします。
46	募集要項 別紙 予想されるリスクと責任分担表（案）	移管手続リスク	・要求水準書30頁より、原則事業者が調達・設置した投票機やシステム機器等は、県へ無償譲渡（移管）する理解しておりますが、事業期間終了時に当該物品等は事業者負担による撤去・原状回復は求められない理解で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。
47	資料1 提出書類一覧	企画提案概要版	概要版は、公表用資料であり審査に影響しない認識でお間違えないか。概要版に最低限記載すべき事項などの指定はありますでしょうか。	ご認識の通りです。 記載事項については「資料1 提出書類一覧 備考」に記載のとおり、事業者の裁量にて決定としてよいです。
48	資料1 提出書類一覧 様式番号3-1 参加表明書	参加表明書	代表企業の捺印は、不要で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。
49	資料1 提出書類一覧 様式番号3-1 構成企業の概要	消費税及び地方消費税納税証明書	消費税及び地方消費税の未納の無いことの証明書の提出として納税証明書（その3）の提出でよろしいでしょうか。	「様式3-4 構成企業の概要」に記載の通りです。
50	資料1 提出書類一覧 様式番号3-5 委任状	委任状	代表企業および構成員は、それぞれ実印を保有する本社等での参加に限られるのでしょうか？ 仮に、代表者以外の役職者（支店長や営業所長等）にて参加が可能な場合、当該企業の代表者から当該役職者へ委任する旨の旨の書類など別途書面提出は必要になりますでしょうか？	法令に基づき適切な権限を有することを条件として、代表者以外の役職者での参加は可能です。 参加申請時点から履行完了まで内容は統一してください。

51	資料1 提出書類一覧 様式番号3-12 競輪場運営事業者の参加要件	競輪場運営事業者の資格要件	【書類記載文章】 ①物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 役務の提供」に登録している者であることを証する書類 --- 電子登録のため、確認できる書面はなく奈良県様HPでのみ参加資格者リストが確認可能な認識しておりますが、どのようなかたちで確認書類の提出を行えば宜しいでしょうか？	奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿も可とします。
52	提出書類一覧	企画提案関係に係る書類/日影図	規制ライン設定のため、建築基準法上の敷地境界線をご教示ください。	別添資料の参考計画図におけるラインを建築基準法上の敷地境界として想定ください。
53	提出書類一覧	企画提案関係に係る書類/日影図	既存建物を含んだ日影図が必要な場合、現況（既存建物）の日影図をご教示ください。	別添資料・参考資料以上の資料はございません。
54	様式3、6	様式3及び6の記入内容について	様式内で記入する商号・代表者名は、奈良県に委任していれば委任先の住所・代表者名を記入すれば宜しいでしょうか。	法令に基づき適切な権限を有することを条件として、代表者以外の役職者とすることは可能です。 参加申請時点から履行完了まで内容は統一してください。
55	様式3-5	委任状について	代表企業への委任者の欄は奈良県への委任先印で宜しいでしょうか。	No.54を参照ください。
56	様式3-14	バンク協力企業の概要及び実績	業務実績を証明する資料はコリンズでも宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
57	様式6-3	施工業務の実績	業務実績を確認する資料はコリンズで宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
58	様式6-13	施工業務の監理技術者（候補者）の実績	候補者は3名まで、担当者毎に記入とありますが、名前を記入する欄がありません。どこに記入すれば宜しいでしょうか。	様式6-13を修正します。 奈良県ホームページより再度ダウンロードください。
59	様式6-13	施工業務の監理技術者（候補者）の実績	候補者の実績を証明する書類等はコリンズで宜しいでしょうか。また、実績に携わった従事期間は着工から竣工まですべてで従事が必要でしょうか（何%の従事期間があれば良いでしょうか）	候補者の実績を証明する書類等についてはご認識の通りです。 実績への従事期間については躯体工事（土工・地業は含めない）着手から竣工までを求めます。当該内容が把握できる書類を添付してください。
60	資料3 企画提案書作成の留意点	使用する用紙のサイズ等	企画提案書について、提案様式は仕様書に合わせWORDでの作成に限られますか？（PPTでの作成は可能か）	パワーポイントでの作成も可とします。 なお、企画提案関係書類の電子ファイルの提出の際にはデータの形式はPDFとしてください。
61	資料3 企画提案書作成の留意点	共通事項	企画提案書について、余白の調整は事業者判断で支障をきたさない範囲で調整は可能でしょうか。	可とします。
62	資料3 企画提案書作成の留意点	（別記）企画提案における視覚的表現の許容範囲	企画提案書の作成にあたり、国土交通省の「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付）が添付されており、過度な視覚的表現が制限されているかと存じます。 しかしながら、本事業は設計・建設だけでなく維持管理・運営までを包括するDBO方式であり、特に競輪場という施設の特性上、単なる技術的要件のクリアだけでなく、「施設の魅力向上」「集客・賑わいの創出」「地域との連携」等に関する事業計画や運営提案が極めて重要になると認識しております。奈良県様におかれてましても、建設費の側面において、提案段階でのグレード感の確認・検証が必要かと存じます。 これらの提案意図や、完成後の空間イメージ、運営時の賑わいの様子を審査委員の皆様にご覧いただき、具体的なイメージをお伝えするためには、文字や単純な図表だけでなく、完成予想図（パース）、イラスト、写真等を活用した視覚的表現が非常に有効です。 つきましては、より質の高い、具体的で分かりやすい提案を引き出すためにも、上記「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」の適用を、例えば「設計・施工の純粋な技術提案部分」に限定し、「事業計画」「運営計画」「施設デザイン・空間構成」等の項目については、パースやイラスト等の視覚的表現を許容するよう、制限を緩和していただけないでしょうか。	公募資料に従い提案してください。

63	資料3 企画提案書作成の留意点	(別記) 企画提案における視覚的表現の許容範囲	企画提案書の作成にあたり、国土交通省の「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」(平成30年4月2日付)が添付されており、過度な視覚的表現が制限されているかと存じます。 しかしながら、本事業は設計・建設だけでなく維持管理・運営までを包括するDBO方式であり、特に競輪場という施設の特性上、単なる技術的要件のクリアだけでなく、「施設の魅力向上」「集客・賑わいの創出」「地域との連携」等に関する事業計画や運営提案が極めて重要になると認識しております。 これらの提案意図や、完成後の空間イメージ、運営時の賑わいの様子を審査委員の皆様にご覧いただき、具体的なイメージをお伝えするためには、文字や単純な図表だけでなく、完成予想図(パース)、イラスト、写真等を活用した視覚的表現が非常に有効です。 つきましては、より質の高い、具体的で分かりやすい提案を引き出すためにも、上記「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」の適用を、例えば「設計・施工の純粋な技術提案部分」に限定し、「事業計画」「運営計画」「施設デザイン・空間構成」等の項目については、パースやイラスト等の視覚的表現を許容するよう、制限を緩和していただけないでしょうか。	公募資料に従い提案してください。
64	資料3 企画提案書作成の留意点	適用範囲	企画提案書参考資料の図面やパース表現については制限がなく、提案者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
65	資料4 優先交渉権者選定基準 【別記】評価基準		【書類記載内容】 ④ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に関する事項 事業効果・成果見込み「集客・売上向上策」 本場開催日や場外発売日における新規来場者促進、客離れ防止に効果的なサービス、飲食売店等を含むファンサービス、イベント等企画による売上向上策のほか、インターネット投票(電話投票含む)や委託場外販売の売上向上策が提案されているか。なお、付帯事業を行う場合、競輪場運営だけでなく地域振興にも資する付帯事業が提案され、体制や人員配置が具体的かつ適切に示されているか。 --- ・文中の「委託場外販売」は「受託場外販売」の誤りではないでしょうか？ ※受託場外販売=他競輪場で開催されているレース車券を、奈良競輪場にて発売する営業形態	「委託場外販売」は「受託場外販売」の誤りです。
66	要求水準書	④設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	【書類記載内容】 ④設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準 ア 競輪場運営企業は本施設の運営方法を勘案し、再整備完了後に競輪事業を開始するにあたり必要となる設備・什器・備品等について計画を作成した上で、県と協議し、移転、調達等を行うこと。設備・什器・備品等の調達、設置、処分等に係る費用は委託料に含むものとし、原則、所有権は県に帰属するものとする。 イ 既存施設で使用している設備・什器・備品等について、競輪事業に必要な物で、引き続き、使用可能なものについては、県と協議のうえ、移転・保管し、使用できるものとする。 ウ 各施設へ移転及び新設する設備・什器・備品等については、配線の接続、動作確認及び必要に応じ耐震対策等を行うこと。 --- ①アに記載の移転・調達・設置・処分の範囲が曖昧な状況で精緻なコスト算出が困難な状況です。今回の全体整備範囲では高額な基幹電気設備なども要件に含まれますが、それらはいかようにも競輪開催に必要なものと読み取れる状況です。あらためて本体工事との工事区分を整理のうえ情報開示頂けますでしょうか？ ②現状北側敷地内に設置されている設備・什器・備品等について、残置・廃棄の区分をご教示願います。 ※廃棄がある場合、対象物品リストおよび負担者を開示願います。	①本体工事と、競輪事業を開始するにあたり必要となる設備・什器・備品等の区分を事業者にて設定し提案してください。 ②既存の備品等で、契約期間中に受注者が使用する物かつ契約期間中に不要となった物は受注者が廃棄、その他の物は県が廃棄もしくは残置を想定しております。
67	要求水準書	④設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	整備期間中における物品等の一時保管・仮移転等の対応について、現状の想定場所をご教示願います。 ※事業者にて敷地外に別途用意の必要はない理解で宜しいでしょうか？ また、それらに伴い発生する諸費用の負担区分について、奈良支部選手会関連や県所有物など開催業務に関与しない物品については、本委託料の対象外で宜しいでしょうか？	物品等の一時保管・仮移転等の対応については、状況に応じて協議いたします。 また、移転、調達等にかかる費用については、要求水準書等のおおき、本委託料に含まれますが、選手会等の団体が所有する物品等については、各団体が移転していただくことを想定しております。
68	要求水準書	④設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	再整備中、メインスタンド⇄第1投票所間の北側渡り廊下および配線は解体を行う旨理解しておりますが、北側第1投票所の主要設備を生かして、電力供給等の提案は可能なものなのでしょうか？※自家発電機など比較的更新年度が新しい設備があるため、コストダウンの一案として検討したい趣旨です。この場合、整備後は第1投票所⇄新スタンド棟間の配線可能な方法についてご教示願います。	要求水準を満たす内容で実現可能な提案としてください。再整備後は南側敷地と北側敷地が独立して成立する配線計画となるようにしてください。
69	要求水準書	ファンゾーン(民間提案エリア)	当該エリア整備費の負担区分に関して、付帯事業に該当しない範囲については、事業者負担ではなく、整備費に含める理解で宜しいでしょうか？ ※一方、付帯事業に該当する整備については、整備費に含めるのは不可であり、事業者の負担にて行う理解で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。
70	要求水準書	業務の引継ぎ	業務実施開始日から円滑に業務を実施するため、また地元雇用維持の観点で、現業者が再委託している地元企業等は出来る限り継続活用したいと考えております。つきましては、現業者の再委託先で、継続活用が望ましい業者のリストがあれば、ご教示頂けますでしょうか。	県での指定はございません。

71	要求水準書 2.参考資料 (18)競輪場業務内容説明書	9 現金輸送業務	1日の現金輸送回数をご教授ください。また、オンライン入金機の導入は可能でしょうか。	現金輸送回数は公表できません。 オンライン入金機の導入は現時点では予定しておりません。
72	要求水準書 2.参考資料 (18)競輪場業務内容説明書	13 車券発売払戻機等設置 及び車券発売・払戻等投票所業務	既存機器の流用が可能で、入替える場合は同等以上の性能を有する新品機器と指定がございますが、奈良県様がお考えの既存機器の性能をご教授ください。	令和3年時点で各メーカーの最新機器を想定しています。
73	要求水準書 2.参考資料 (18)競輪場業務内容説明書	37 有線放送聴取料支払業務	業務内容について、具体的な内容と費用の実績についてご教示いただけますでしょうか。 また、「有線放送」とは、場内や選手宿舍等に「スカパー！スピードチャンネル」等の視聴サービスを提供するという理解でお間違いないでしょうか。	場内各所のモニターにてオッズ表示時に、有線放送を利用した音楽をBGMとして常時放送しております。 金額は他場の受託実績に基づき積算してください。
74	要求水準書 2.参考資料 (18)競輪場業務内容説明書	51 大型映像装置緊急保守 点検業務	業務目的に「多目的ホール内の大型映像装置の緊急保守点検業務を行う。」と記載がありますが、故障発生時に直ちに保守点検を行うという理解で宜しいでしょうか。 また、保守に必要な表示パネル等の部品については供給いただけますでしょうか。	故障発生時の対応はご認識の通りです。 保守に必要な部品の扱いについては個別の内容に応じて協議します。
75	要求水準書 2.参考資料 (18)競輪場業務内容説明書	86 施設（競走路・駐車場・選手宿舍等）貸出業務	直近1年間の貸出実績および貸出時の受託者の対応人員をご教授ください。	競走路が31件（施行者のみで対応）、東食堂街が1件（受託者2～3名で配席等準備）となります。
76	要求水準書 2.参考資料 (13)従事員の在籍状況	従事員様の雇用について	現状在籍の従事員様の雇用は受託者でしょうか。施行者様でしょうか。	受託者です。
77	要求水準書	参考とする適用要綱・各種基準等（各最新版）	参考とする適用要綱・各種基準等（各最新版）に「建築構造設計基準および建築構造設計基準の資料」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」がありますが、あくまでも参考基準であり、要求水準書P32に記載の耐震性能（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき設計するものとし、各新築建物の耐震安全性）を満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
78	要求水準書	事業用地の構成	北側敷地の将来的な活用について想定がございましたらご教示ください。	現時点では未定です。
79	要求水準書	仮設迂回ルート	「西入場門と東入場門をつなぐ里道の仮設迂回ルートを計画すること」と記載があり、解体工事にて東入場門と西入場門が解体されますので、市民が北側敷地内の東西を横断する為の仮設ルートの計画（完成時は敷地境界の北側にフェンス等を設置して敷設する想定と思われますが、解体時はそちらのルートを利用できないが為の仮設ルートと理解しております）が必要と勘案いたしますが、想定されているルートをご教示頂けないでしょうか？（敷地内を通すルートの場合、建物の使用上のセキュリティ等の関係より事業者側での設定が困難です）また、仮設ルートは周囲を仮囲い等で囲う必要があるのでしょうか？	工事計画による部分があるため、仮設ルートは、一般利用者の安全が確保されることを前提に合理的に設定してください。仮設ルートの仮囲い等は安全面に配慮して必要に応じて計画してください。
80	要求水準書	施設計画	「工事期間中においても、、、また、北側敷地の出入口に仮設入場門を計画すること。」と記載がありますが、仮設入場門の具体的な仕様（門扉のみで良いのか、守衛室等の併設が必要か等）をご教示ください。門扉のみで良い場合は、既存門扉を流用することも可能でしょうか。また、東入場門と西入場門が解体される故の仮設入場門と考えると最低でも東西に各1カ所以上必要という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満たすことを条件として、適宜仕様を設定の上、提案してください。 既存門扉については、現地を確認の上、使用できると事業者側で判断できた場合に提案してください。東西各1カ所以上必要です。
81	要求水準書	飛天交流館の改修	飛天交流館の改修工事の項目の中で「外壁改修工事として、クラック補修等の上、全面塗装すること。」との記載がありますが外壁改修工事を行う外壁の範囲をご教示ください。（参考計画図P.14では、外壁改修工事は屋上のみと読み取ることができます）	外壁改修工事の範囲としては全面とし、クラック補修等の上、全面塗装としてください。
82	要求水準書	選手宿舍の改修	選手宿舍の改修工事の項目の中で「浴室は、、、浴槽を撤去・新設すること。」との記載がありますが、仕上げを撤去・新設する部分は浴槽部のみで宜しいでしょうか。（参考計画図P.11では、仕上げの撤去・新設範囲が浴室全体なしは機械室まで記載されています）	浴室すべてになります。浴室に関連する他改修項目も提案の上見込んでください。
83	要求水準書	施設の要求水準（建築） (1) 計画概要 改修計画	既設LED照明改修には、誘導灯・非常用照明も含むと考えてよろしいでしょうか。	誘導灯、非常照明も含む非LED器具が対象です。
84	要求水準書	施設の要求水準(構造)構造計算	記載の「層間変形角は、原則として、制限値以下とすること」とは、建築基準法上の制限値を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
85	要求水準書	施設の要求水準(外構)	防火水槽の要否についてご教示ください。	関係法令を満たすように見込んでください。
86	要求水準書	埋蔵文化財発掘調査	試掘により遺跡が確認された場合は、施工業務について必要と認められる工期延長および請負代金額の変更をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象による工期及び請負代金への影響を考慮して、可能な限り工期延長・増額を行わない方針で個別の内容に応じて協議します。
87	要求水準書	地中障害物等	想定できない地中障害物が存在し、本事業実施の支障となることが明らかとなった場合は、施工業務について必要と認められる工期延長および請負代金額の変更をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象による工期及び請負代金への影響を考慮して、可能な限り工期延長・増額を行わない方針で個別の内容に応じて協議します。
88	要求水準書	基本的事項	「要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の性能及び機能を発揮するため当然必要と思われるものについては、事業者の責任において保管すること。」と記載されておりますが、一般的な知見をもってしても要求水準書から想定できない場合、想定できないことについて過失が無い場合および要求水準書において数値・性能等について客観的な指標が記載されていない事項について県から個別具体的な指示が生じる場合において、それぞれ設計内容または施工業務内容に変更が生じる際は、必要と認められる工期延長および請負代金額の変更をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	可能な限り工期延長・増額を行わない方針で個別の内容に応じて協議します。

89	要求水準書	基本的事項	事業者側で運用上問題ないことなどを説明できれば、要求水準に示す基本的事項（参考計画図の記載内容など）を変更して提案することは可能と考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、提案内容は実現可能なものとしてください。
90	要求水準書		水枯れ等の被害について、受注者が善管注意義務を果たしても防ぐことのできない事由による場合は、設計施工一括請負契約（案）3 施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
91	要求水準書		近隣対応および電波受信障害について、受注者が善管注意義務を果たしても防ぐことのできない事由による場合は、設計施工一括請負契約（案）3 施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	近隣対応については設計施工一括請負契約3施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によります。 電波受信障害の調査費用については事業者負担となります。対策等が必要となった場合の費用は協議とします。
92	要求水準書		工事着手前の調査結果および施工着手後に、事前調査から想定し得ない石綿含有建材及び特別管理廃棄物等が発見され、その処理によって工程への影響や追加費用が生じる場合、必要と認められる工期延長および請負代金額の変更をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象による工期及び請負代金への影響を考慮して、可能な限り工期延長・増額を行わない方針で個別の内容に応じて協議します。
93	要求水準書		近隣対応について、受注者が善管注意義務を果たしても防ぐことのできない事由による場合は、設計施工一括請負契約（案）3 施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
94	要求水準書		近隣対策および悪影響について、受注者が善管注意義務を果たしても防ぐことのできない事由による場合は、設計施工一括請負契約（案）3 施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
95	要求水準書	設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	受託者が調達・設置する設備・什器・備品等の所有権が奈良県様に帰属する時期について、調達・設置した段階、使用を開始した段階、または基本契約期間が終了した段階のいずれであるかご教示ください。 あわせて、投票機器やセンター機器等の設置、および通信ケーブルの敷設・接続業務が、最終的に奈良県様が所有権を有する資産の形成を目的とするものである以上、それを受託する運営事業者には建設業法に基づく「機械器具設置工事業」や「電気通信工事業」等の許可、およびそれらに係る配置技術者の選任が必須であるという認識でよいでしょうかご教示ください。	受託者が調達・設置する設備・什器・備品等の所有権が奈良県に帰属する時期は基本契約期間が終了した段階になります。また、事業者にて建設業法に従い許可の取得、技術者の配置を適切に実施してください。
96	要求水準書	施設計画	「管理運営ゾーンに一部含まれる借地」の存在が示されていますが、具体的な場所が記載されていないため、対応できません。 借地場所が明示されない場合は、本項目での対応ができないため、特段の対策は不要としてよろしいでしょうか。	北西(スタンド棟外左側)の管理運営ゾーンに借地が含まれます。 将来的な返還を想定しているため、大規模な建築物・工作物等を設置しないこととしています。返還時に支障が生じない範囲での提案は可能です。 (事業概要にはエリアの記載あり。)
97	要求水準書	外装の要求水準/外部建具	網戸の設置個所は、使い勝手を設計時に発注者と協議し、確定するものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
98	要求水準書	その他	4人部屋に必要な遮音性能があればご教示ください。	競輪選手宿舎として運用上支障の生じない遮音性能を設定してください。
99	要求水準書	施設の要求水準（電気）	要求水準に示された設備を設置すれば、配置や計画は事業者の自由提案と考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
100	要求水準書	施設の要求水準（機械）	要求水準に示された設備を設置すれば、配置や計画は事業者の自由提案と考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
101	要求水準書	施設の要求水準（外構）	要求水準に示された仕様及び設備を計画すれば、配置や計画は事業者の自由提案と考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。

102	要求水準書	施設の要求水準（外構）/ 雨水排水	ゲリラ豪雨等の対策で想定している雨量をご教示ください。	過去の降水量を参照し運用上支障の生じない雨量を見込んでください。
103	要求水準書	施設の要求水準（外構）/ 駐輪場	駐輪台数をご教示ください。	現状（東入場門北側）に相当するもの（20台程度）を想定しています。
104	要求水準書	施設の要求水準（解体）	要求水準に示す内容は解体の基本的な考えを示すもので、具体的な解体手法は、工事の手順等を考慮して事業者の自由提案と考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
105	要求水準書	急激なインフレへの対応	中東情勢は混迷を深め原油価格の高騰に伴う物価上昇の動向は、先行きが全く分からない状況にあります。事業者としましては本事業の応募に際し、物価変動リスクの負担が大きな懸念材料となっております。このような懸念を払拭するためにも急激なインフレに対しては、スライドにおける受注者負担を免除いただく等の特段のご配慮をお願いしたいと考えます。	外部要因の不可抗力への該当の有無は、当該事象の影響の状況等を考慮して個別の内容に応じて協議します。 また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについて、個別の内容に応じて協議し、対応方法についても県と事業者にて協議を行い決定するものとします。
106	要求水準書	賃金又は物価の変動に関する取り扱い	建設工事着手までの間（企画提案書提出から設計期間の終了までの間）の物価上昇分は、物価スライド（特例措置）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし、競輪場再整備業務におけるコスト管理については「要求水準書 3.各業務に関する要求水準（2）競輪場再整備業務におけるコスト管理」に従い、コストコントロールの上、県と協議を実施してください。
107	要求水準書	VE又はCDによるコストコントロール	本事業の再整備業務は、建物・構造物の解体、インフラ設備の切り替え、建物及びバンクの改修等、既存施設や既存設備を対象としたものが比較的多いことが特徴です。一方で、ご提示いただいた資料からは施設や設備等の情報が十分読み取れないものも散見されますので、受注後、現地調査や工事を進める中で予期せぬ内容や当初の見込みを上回る内容等が生じた場合、コスト上昇につながる場合も懸念されます。このような状況において各段階でのVE又はCDにより契約金額内に収めることが困難な場合は、発注者様との協議により契約金額内に収めるため、CDの内容によっては要求水準に達しない或いは技術提案と相違することが生じることも特例で認めていただくことは可能でしょうか。	競輪場再整備業務におけるコスト管理については「要求水準書 3.各業務に関する要求水準（2）競輪場再整備業務におけるコスト管理」に従い、コストコントロールの上、個別の内容に応じて協議を行います。
108	要求水準書	監理技術者について	施工業務責任者と監理技術者・現場代理人は兼務可能、また最大3名まで候補者を連名で提出し、その中から1名を選択とありますが、実質の着工時の人員変更は可能でしょうか？	プロポーザル時に申請した候補者（最大3名）の内から1名を選択し、工事着手以降は専任としてください。
109	要求水準書	別工事について	本施設の工事期間中に予定されている別工事はあるのでしょうか。	現時点で別工事の予定はありません。
110	要求水準書	現場職員の常駐	「現場事務所現場職員を1名以上常駐」の始期は、工事着工からと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
111	要求水準書	バンクの整備	バンク内の既設下水（雨）幹線は、現況配管を流用してよいか。	調査を行い、事業者提案の上、県と協議し決定します。
112	要求水準書	既存暴露ファン	既存防露ファンを再利用する場合、保管や設置後のリスク分担を明示願います。	既存防露ファンを再利用とする場合の保管についてのリスクは、保管場所までの運搬、養生、管理は事業者の負担とします。設置後のリスクは外的要因（設置時の落下や破損等）以外は発注者の負担とします。
113	要求水準書	改修計画	改修工事期間中は管理センター、選手宿舎、飛天交流館の施設の利用は無いものとして考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
114	要求水準書	既存埋設物（共同溝を含む）	バンク下の地下道には杭はないのでしょうか。	既存図によります。施工時に杭があることが判明した場合は別途協議とします。
115	要求水準書	バンク整備について	既存バンクの形状・勾配等を維持しつつありますが、路盤は残したままで良いのでしょうか。	要求水準に従い、最適な提案を行ってください。
116	要求水準書	バンク整備について	舗装、基礎、排水施設等の変更・補修を行いとありますが、基礎の場所を明示願います。排水施設等とありますが、等とは具体的に何か明示願います。	センターポール及びバンク周囲のフェンスを想定していますが、既存図及び現地調査のうえ適切に見込んでください。 排水施設等とはバンクの側溝等を想定していますが、他に必要な排水施設は適宜計画してください。

117	要求水準書	バンク整備について	屋外通路について、既存の地盤レベルを変えない計画とありますが、スタンド撤去の際にバンク盛土の擁壁は残したままで良いのでしょうか。	擁壁の調査を行い、事業者提案の上、県と協議し決定します。 なお、開発行為に該当しないように事業者にて提案してください。
118	要求水準書	別添資料・参考資料	バンク内の噴水構造図をいただけませんか。	対象の図面が存在しないため現地説明・現地確認にて適宜見込んでください。
119	優先交渉権者選定基準	「社会的評価」 - 「公契約条例違反の有無」	「過去3年間」との記載がありますが、令和5年度～令和7年度（2023年4月1日～2026年3月31日）との解釈でよろしいでしょうか。異なる場合は、対象期間について起点および終点の日付をお示しください。	ご認識の通りです。
120	優先交渉権者選定基準	「社会的評価」 - 「公契約条例違反の有無」	「公契約条例違反による過料または入札参加資格停止措置があるか。」との記載がありますが、対象は奈良県に限定されますでしょうか。それとも、全国が対象となるでしょうか。	対象は奈良県に限定します。
121	優先交渉権者選定基準	「社会的評価」 - 「公契約条例違反の有無」	「公契約条例違反による過料または入札参加資格停止措置があるか。」との記載がありますが、「公契約条例違反により過料が課されたことがあるか」、または「公契約条例違反により入札参加資格停止措置が講じられたことがあるか」と解釈してよろしいでしょうか。もし、解釈が異なる場合は、正しい解釈をお教えください。	ご認識の通りです。
122	基本契約書（案）	（債務不履行）	本事業は大きく「再整備事業（設計施工）」と「運営事業（維持管理）」に区分されますが、事業グループ全体が共同企業体（JV）を組成するものではないこと、それぞれの事業は個別に県と契約（設計施工契約および業務委託契約）を締結すること、さらに双方の事業は内容面で大きく性質が異なることや期間が輻輳しないことから、建設業許可等の許認可関係含め、それぞれの構成員が他の構成員の債務を履行することは現実的に困難です。よって、県に対して各構成員が事業全体の履行について連帯責任を負うことは各構成員に対して過大な負担と考えますので、再整備事業の対象となる構成員と運営事業の対象となる構成員が異なる場合は、互いに独立して連帯債務を負わない規定に変更いただけないでしょうか。また、現時点で変更できない場合、優先交渉権獲得後に、責任範囲や分担について協議をさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
123	基本契約書（案）		奈良県建設工事請負契約書においては、談合等の理由以外による契約解除時に違約金に加えた損害賠償は規定されておらず、県が違約金に加えて損害賠償の請求を行うことは、事業者にとって過大な負担と考えます。違約金は損害賠償額の予定として、違約金を超える損害賠償請求は削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
124	基本契約書（案）	（損害賠償等）	施工業務について、受注者が善管注意義務を果たしても防ぐことのできない事由によるときは、設計施工一括請負契約（案）3施工業務第29条（第三者に及ぼした損害）によるものと考えてよろしいでしょうか。	類似質問No90,91,93,94の回答を参照してください。
125	別添資料(3)/ボーリングデータ/R7年度調査/巻末平面図	既存水路の有無	バンクを南北に通る水路のようなものがありますが撤去若しくは迂回の必要はありますか。また、その場合は水路の詳細資料をご提示ください。	利用状況を調査の上、事業者提案によります。
126	別添資料(5) 解体範囲参考図	既存樹木	南側の既存樹木は撤去することと記載がありますが、既存樹木を一部残置し活用した提案は可能でしょうか。	既存樹木を活用することで民間提案エリアの価値向上に資する提案は可能です。
127	別添資料（7）	アスベスト等調査報告書	貴県実施のアスベスト事前調査によりアスベスト含有が認められた箇所について、その箇所が要求水準書で改修計画の対象建物であるが改修範囲には含まれていない場合(例：管理センター及び選手宿舍の外壁)、本整備事業に見込む費用は調査費のみとし、アスベストの撤去及び撤去後の仕上げ復旧に関しては、事業者決定後の協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
128	別添資料（9）	69_バンク図面	バンクエリアに下水道管が埋設されていますが、全撤去でしょうか。	利用状況を調査の上、事業者提案によります。
129	(8)決算内訳書（R2年度-R6年度）	基金残高	現時点での基金残高および、再整備前、再整備中、再整備後の基金積み立ての目算があればご教示願います。	令和8年3月末時点の基金残高は5,850,572,259円です。再整備中、再整備後の基金積立額は競輪事業費特別会計の収益と再整備費用を勘案して検討します。
130	(8)決算内訳書（R2年度-R6年度）	受託場外の契約形態	受託場外の奈良県様の契約形態は施行者様間での契約の認識でお間違いないでしょうか？ ※包括事業者と他施行者との直接契約ではない理解で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。
131	(8)決算内訳書（R2年度-R6年度）	決算内訳書内、包括外部委託料の内訳	【書類記載箇所】 歳出項目内 包括外部委託料 --- ・R3年度から受託場外開催手数料に合算、とあるためR3年度からは包括外部委託料は本場開催経費・場外開催経費を含み、募集要項内 受託場外開催分の委託料上限額から算定した当社提案料率を受託場外車券売上高に乗じた額競輪場と、維持管理業務・競輪場運営業務の委託料の額(受託場外開催分を除く)の当社提案固定額の合算が決算内訳書・歳出内「包括外部委託料」に該当する認識でよろしいでしょうか。 ・上記（本場・場外委託料）以外に含まれる経費はあるのでしょうか。	・ご認識の通りです。 ・ありません。
132	(8)決算内訳書（R2年度-R6年度）	借り上げ経費および賃料 他変動が予想される経費	①借り上げ開催に伴い奈良県様にて負担される、借上先の開催経費および借上げ賃料の金額及び計算式をご教示願います ②整備前と比較し、借上げ期間中に増減が予想される各種経費項目および金額想定があればご教示願います	①未定です。 ②歳出は借上先の開催経費および借上げ賃料が増加し、歳入は貸し出し分が減となる見込みです。

133	(8)決算内訳書 (R2年度-R6年度)	歳入項目：基金繰入金 歳出項目：工事請負費	決算内訳書より、歳出の工事請負費が歳入の基金繰入金と連動しているように見受けられるが、その認識でよろしいでしょうか？	令和2年度から令和6年度に関しては、基金繰入金を工事請負費と設計・監理委託料に充てております。
134	(8)決算内訳書 (R2年度-R6年度)	歳出項目：設計監理委託費	・設計監理委託費は、包括運営委託期間内に発生する予定はありますでしょうか？ ・工事請負費との割合の基準があればご教示願います。	・整備に要する費用については毎年度必要性を検討の上、実施します。 ・工事請負費との割合基準はございません。
135	(8)決算内訳書 (R2年度-R6年度)	一般会計繰り出し金	再整備前、再整備中、再整備後の一般会計繰り出し額の想定があればご教示願います。	毎年度の競輪事業特別会計の収益を勘案し、金額を決定します。
136	(8)決算内訳書 (R2年度-R6年度)	翌年度繰越金	再整備前、再整備中、再整備後の翌年度繰越金額の想定があればご教示願います。	毎年度の競輪事業特別会計の収益を勘案し、金額を決定します。
137	既存図	地中埋設物	バンクの既存図面において、各所に山留設置の記載がありますが、この山留は撤去されているものと考えてよろしいですか。	既存図面および竣工年代を考慮した上で、存在すると推定されるものについては適宜見込んでください。
138	(11)受託場外売上・経費等一覧 (R2年度-R7年度上期)	受託場外収入 奈良県受託率および包括受託率	【書類記載原文】 受託場外売上上げ・経費等一覧 ※右端 資料内の料率 GI / GP : 14.30% GII : 14.66% GIII : 15.40% : GIII (ナイター) 16.50% : FI / FII 17.60% --- ①「奈良県受託率」が、奈良県様⇄他施行者様間における現在のグレード別契約料率でお間違いないでしょうか？ ②上記料率と委託場外車券売上高を乗じた額が、決算内訳書内の歳入における諸収入・雑入の認識でお間違いないでしょうか？ ③当事業開始後の「奈良県受託率」は上記料率より変更はありますでしょうか？ ④募集要項にて記載の受託場外開催分の委託料上限額の記載は 特別競輪(GPシリーズ、GI、全プロ、GII):10.087% 記念競輪等(GIII):11.363% FI及びFII:12.925%となっているが、GIIIナイターの記述は見受けられません。事業者側のGIII受託場外提案料率上限は、デイ・ナイター同額という認識でお間違いないでしょうか？	①全国一律の契約料率であり、ご認識の通りです。なお、R7ではGIIの奈良県受託率は14.30%です。 ②場外受託料収入以外も含まれます。 ③毎年度、施行者との申し合わせにより決定しますので、変更の可能性はあります。 ④ご認識の通りです。
139	(18)競輪場業務内容説明書	現金輸送業者	【書類記載内容】 本場開催および場外開催時の開催準備資金(釣銭)、賞典資金及び未払金の警備輸送業務、計算整理業務及び一時保管業務を行う --- ・現状の入出金機台数をご教示願います。 ・現金輸送業者は指定業者がありますでしょうか？指定業者の場合、業者名をご教示願います。	・入金機は2台です。 ・業者については、入場時間外に時間指定できる業者であれば制限はありません。
140	(18)競輪場業務内容説明書	関連資料	一部資料の最下段に<関連資料>の記載がありますが、資料はいつ頃開示されますでしょうか？業務仕様の詳細を確認したく、早急に開示願います。	資料のとおりです。
141	(18)競輪場業務内容説明書	64 電気主任技術者管理業務	【書類記載文章】 ③ 本場開催日（前検日含む）及び特定日（施行者が指定する日） 8時30分～17時15分 1名 ※電気主任技術者の選任は施行者が行う。 --- ・ナイターやミッドナイトなどレース形態に関わらず、常駐時間帯は上記のみで宜しいでしょうか？ ・費用負担は委託料内で事業者負担で宜しいでしょうか？ ・電気主任技術者の選任は施行者が行うとのことで、事業者で委託先の探索は不要の理解で宜しいでしょうか？ その場合、かつ費用負担を委託料に含めるかたちであれば、委託料の概算金額をご教示願います。	・レース形態に従って、常駐時間帯は変動することを想定しています。 ・費用負担についてはご認識のとおりです。 ・電気主任技術者は奈良県と協議の上、決定します。また、金額は他場の受託実績に基づき積算してください。
142	(21)競輪場運営における主な設備・備品等	無停電電源装置 (MELUPS2133L)	・資料備考欄にリースはR9.3月までと記載がありますが、電気室に設置されている大型UPSの耐用年数について、利用可能期間の目安はいつ頃まででしょうか？ ・再整備期間中のR11年度末まで耐用年数が担保される場合、R10.4以降も再リースを行うことは可能でしょうか？	・使用期限はR10.3～R12.3が目安です。 ・借入期間終了後は、本件機器の所有権は奈良県に帰属する見込みです。
143	(21)競輪場運営における主な設備・備品等	2022VISシステム	資料備考欄に2028年に後継システム導入予定 (JKA対応) と記載がありますが、当該切り替えに伴い、事業者負担は一切発生しに理解で宜しいでしょうか？仮に既存機器の改修が必要となった場合も、募集要項・要求水準に記載がない対応となるため、当該費用は奈良県様にて費用負担頂く想定で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。 ただし、工事期間中の設備機器・資材調達時期等との兼ね合いから対応方法については協議とします。 また、要求水準書 第5章 5. 施設の要求水準 (電気) ⑤その他与件に、「イ 配管に関しては、最新の車両情報システム (VISシステム) の運用を考慮した配置とすること。」と記載しており、配管等を事業者で整備いただく必要があります。

144	設計施工一括請負契約（案）	物価変動の考え方	本契約の締結にあたっては、優先交渉権者の決定日以後に生じた物価変動額（本特約の後段の適用指数等に基づく変動額）を加味した契約金額としていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。 「別紙1の規定に基づき」とは「3施工業務」第26条第2項（全体スライド）を指しているものと考えてよろしいでしょうか。 「発注者が必要と認める場合はその他の物価指数の適用について協議を行うものとする。」と記載されておりますが、中東情勢等の昨今の社会情勢から、物価指数と実態が大きく乖離する場合も想定され、メーカーによる価格改定通知等の客観的かつ合理性のある資料は、適用対象にいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	契約金額は事業者からの提案金額によるものとし、物価変動額の反映は事業着手後の協議によります。 「別紙1の規定に基づき・・・」についてはご認識の通りです。 不可抗力に相当する事象による物価変動への影響については個別の内容に応じて協議します。
145	設計施工一括請負契約（案）	（工期の変更方法）	奈良県建設工事請負契約書と比較して、同契約書第24条第3項の規定が削除されておりますが、削除理由をご教示ください。また、同契約書第24条第3項と同様の規定の追加をお願いできますでしょうか。	追加します。
146	設計施工一括請負契約（案）	（請負代金額の変更方法等）	奈良県建設工事請負契約書と比較して、同契約書第25条第3項の規定が削除されておりますが、削除理由をご教示ください。また、同契約書第25条第3項と同様の規定の追加をお願いできますでしょうか。	追加します。
147	設計施工一括請負契約（案）	（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	第1項「工期内で請負契約の締結の日」は、「契約期間内で設計施工一括請負契約の締結の日」と読み替えるものと考えてよろしいでしょうか。	設計施工一括請負契約（案）の記載に従います。
148	設計施工一括請負契約（案）	（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	第5項および第6項「工期内に」は、「契約期間内に」と読み替えるものと考えてよろしいでしょうか。	設計施工一括請負契約（案）の記載に従います。
149	(23)_競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約書（案）	包括運営事業における再委託先	包括運営事業者からの再委託先について、指定の業者がある場合には、業務名称および業者名を開示願います。	指定の業者はございません。
150	(24)_競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約に関する年次契約書（案）	収益保障	【書類記載内容】 前項の単年度収益とは、第2条に規定する期間中、以下の表の算定式を使用し算出する --- ①収益保障計算の前提としては「歳入から前年度繰越金を除いた額-歳出から一般会計繰り出し金と基金積み立て金を除いた額」の認識であり、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約【案】に記載の計算方法が正である認識で相違ないでしょうか？ ②競輪事業費特別会計収支決算書内の「単年度収支」は収益保障計算においては無関係である認識で問題ないでしょうか？ ※競輪事業費特別会計収支決算書内に記載の「単年度収支」と競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約【案】に記載の「単年度収益」を同年度で計算すると数値が異なるため  以下、競輪事業費特別会計収支決算書：令和3年度にて計算した例 ・競輪事業費特別会計収支決算書内最下部記載の計算法：単年度収支 = (収入計-繰越金)-(支出計)にて計算した場合 (収入計28,586,195,000-149,612,000)-28,436,301,000=282,000 ・競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約【案】に記載の計算法：単年度収益 = 差引収支(歳入-歳出)+一般会計繰出金+基金積立金-前年度繰越金にて計算した場合 (28,586,195,000-28,436,301,000)+434,000,000+841,596,000-149,612,000 = 1,275,878,000	①ご認識の通りです。 ②ご認識の通りです。
151	(24)_競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約に関する年次契約書（案）	収益保障	【書類記載内容】 甲が委託契約書とは別に行う大・小規模修繕及び改修は、施設等整備基金積立金から拠出すること --- ①上記修繕・改修費は、収益保障の計算において、歳出から除する項目として入る可能性はありますでしょうか？ ※大・小規模修繕及び改修が発生した場合、当該年度の基金積み立て予定額を減じて対応、という認識で相違ないでしょうか？ ②委託契約書とは別に行う大・小規模修繕及び改修とは何か、ご教示願います。 ③すでに発生が予定されている年度、実施事項があればご教示願います。	①整備に関する費用については、原則、基金を取り崩して行うため、収益保証の観点では影響はありません。 ②(18)競輪場業務内容説明書内の番号50に該当する業務以外の修繕及び改修等を指します。 ③ございません。
152	設計施工共同企業体の構成に関する協定書（案）	（設立の時期及び解散の時期）	公告において、本協定書は参加表明書等の提出と同時に提出することが規定されておりますが、成立日を記載に当たって指定はありますでしょうか。企画提案関係書類の提出予定日を記載することは許容されますでしょうか。	協定書の成立日は参加表明書等の提出日以前の日付としてください。